

令和4年3月7日

保護者各位

石狩市保健福祉部長

「まん延防止等重点措置」適用期間再延長に伴うお知らせ

日頃より本市の教育・保育行政の推進及び長期にわたり新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、北海道に対して発令されている「まん延防止等重点措置」の適用が令和4年3月21日まで再度延長されることとなりましたので、以下の取扱いを継続させていただくこととしますので、よろしく願いいたします。

また、保護者の皆様におかれましては、引き続き、日常生活において「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスク※の着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策の徹底や特に外出の際は、混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えるなどの新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策へのご協力をお願いいたします。※不織布マスクを推奨

1 家庭保育のお願いについて

令和4年1月27日(木)から北海道への「まん延防止等重点措置」の適用が終了するまで、保護者が家庭で監護できる場合など、可能な範囲で家庭での保育にご協力をお願いしておりますので、例えば仕事・通院・介護など、保育が必要な方におかれましては各保育施設等で保育を行います。

保育施設等は、社会機能維持に必要な施設であることから、感染防止対策を徹底しつつ、引き続き保育を行っておりますが、今後も、引き続き必要な方へ必要な保育が提供できるよう、保育体制を確保する観点から、引き続き、ご協力をお願いいたします。

2 保育施設等をお休みいただく期間について

	状 況	お子様がお休みいただく期間
①	お子様が新型コロナウイルスに感染した場合	保健所または医師から指示のあった健康観察期間
②	同居のご家族が感染した・お子様が「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」に特定された場合(保育施設等から「感染の可能性がある方」に特定された場合を含みます。)	陽性者との最終接触日の翌日から7日間または保健所等から指示のあった外出自粛(待機)期間

③	同居のご家族が濃厚接触者となった場合(保育施設等から「感染の可能性がある方」に特定された場合を含みます。)	同居家族の外出自粛(待機)期間 (本来、お子様に行動の制限はありませんが、感染拡大回避のための措置としてご理解をお願いいたします。)
④	お子様や同居のご家族がPCR検査等を受ける場合(任意の検査を除く。)	検査結果(陰性)が判明するまでの間 ※お子様が濃厚接触者または「感染の可能性がある方」に特定されており、発症して検査を受けた場合は、陰性であっても②の期間とします。 ※同居のご家族が濃厚接触者または「感染の可能性がある方」に特定されており、発症して検査を受けた場合は、陰性であっても③の期間とします。

在籍している保育施設等で陽性者が発生し、お子様が「感染の可能性がある方」に該当した場合には、施設から保護者に直接ご連絡いたします。

3 保育料の日割り減額について(保育認定0～2歳児クラスのみ)

上記に該当しお休みした場合は、保育料の日割り減額の対象となります。保育料が減額対象となる場合は、施設からお休みした日数を報告していただきますので、保護者様から市への申請は不要です。

※令和4年1月27日(木)からの「まん延防止等重点措置」適用期間中に登園しなかった場合は理由を問わず日割り対象となります。

4 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について

保育施設等の判断により園を休園する場合、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を活用できる場合があります。(本助成金の申請者は事業主ですが、労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者(大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られません)が直接申請することが可能です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

